

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき公安委員会 が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大 きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定 めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>二輪若しくは三輪の自転車又は四輪の普通 自転車</u>には、運転者以外の者を乗車させない こと。ただし、次のいずれかに該当する場合 は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>ロ <u>二輪若しくは三輪の自転車又は四輪の普通 自転車</u>以外の軽車両には、本来設けられてい る乗車装置に応じた人員を超えて乗車させない こと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>（講習の申出等）</p> <p>第26条 取消処分者講習を受けようとする者は、<u>取 消処分者講習受講申請書</u>（別記様式第14）を提出 しなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき公安委員会 が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大 きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定 めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 自転車には、運転者以外の者を乗車させない こと。ただし、次のいずれかに該当する場 合は、この限りでない。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>ロ <u>自転車</u>以外の軽車両には、本来設けられて いる乗車装置に応じた人員を超えて乗車させ ないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>（講習の申出等）</p> <p>第26条 取消処分者講習を受けようとする者は、<u>取 消処分者講習申請書</u>（別記様式第14）を提出しな なければならない。</p> <p>2～6 (略)</p>

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第14を次のように改める。

別記様式第14

受理番号

取消処分者講習受講申請書 年 月 日 新潟県公安委員会 殿		
氏名・生年月日	氏名（フリガナ）	生年月日（生年は和暦で記載） 年 月 日生
本籍 （国籍）		
住所	〒（電話番号）	
希望する講習の車種	四輪 二輪 原付	
仮運転免許証の有無	有 ・ 無	
※ 講習日	年 月 日（1日目） 年 月 日（2日目） の2日間	
※ 講習場所		

- 備考
- 1 明瞭に楷書で記載すること。
 - 2 本籍（国籍）の欄は、日本人の場合は本籍を、外国人の場合は国籍を記載すること。
 - 3 添付書類について
 - (1) 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を2枚添付すること。
 - (2) 仮運転免許証を持っている場合はその写しを、持っていない場合は本籍地又は国籍が記載された住民票を添付すること。
 - (3) 運転免許取消処分書を持っている場合は、その写しを添付すること。
 - 4 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。
- （細則第26条）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。